

## 平成26年度 第2回 学長選考会議議事要録

日 時 平成26年5月9日（金）14：00～15：20  
場 所 事務局第1会議室  
出席者 小田部委員，久保田委員，種田委員，宮下委員，柳生委員，山口委員，  
伏見委員（人文学部長），尾崎委員（教育学部長），折山委員（理学部  
長），久留主委員（農学部長），佐藤委員（大学教育センター長）  
欠席者 米倉委員（工学部長）  
陪席者 増子監事

### 議 題

#### 審議事項

- 1 学長候補者となるべき者の推薦の受理について
- 2 学長候補者となるべき者の第1次選考について
- 3 学長候補適任者の公表について
- 4 学長候補適任者の所信表明会の実施について
- 5 その他
  - (1) 学長候補適任者の意向聴取に係る意向聴取対象者について
  - (2) 学長候補適任者が1名の場合の意向聴取の投票方法について
  - (3) 学長選考会議及び学長選考に係る情報の公開について

#### 配付資料

- 1 学長候補者となるべき者の氏名及び資料
- 2 国立大学法人法（抜粋）
- 3 学長選考会議が掲げる望ましい学長像
- 4 学長候補適任者第1次選考公示文（案）
- 5 所信表明会の実施について（案）

参考資料1：学長選考日程

参考資料2：国立大学法人茨城大学学長選考会議規則

参考資料3：茨城大学学長選考における意向聴取実施規程

参考資料4：国立大学法人茨城大学組織規則（抜粋）

参考資料3：学長選考会議及び学長選考に係る情報公開状況

：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案について  
（概要）

：国立大学法人茨城大学学長選考について（HP公開案）

## 議 事 概 要

### I 議事要録の確認

議長から，平成26年度第1回学長選考会議議事要録については，既に学内のグループウェアに公表済みである旨報告があった。

### II 審議事項

- 1 学長候補者となるべき者の推薦の受理について

議長から，学長選考会議規則第8条の規定に基づき，学長候補者となるべき者の推薦の受理について審議願いたい旨の提案があり，総務課長から，推薦の受付結果について，磯田文雄氏，三村信男氏の2名の推薦があった旨，資料1に基づき説明があった。

また、推薦者から提出された、資料1-1及び資料1-2について、必要事項は全て記載されている旨の説明があり、審議の結果、2名の推薦を受理することが承認された。

## 2 学長候補者となるべき者の第1次選考について

議長から、学長候補者となるべき者の第1次選考について審議願いたい旨提案があった。さらに、総務課長から、資料2に基づき、国立大学法人法第12条第7項及び第16条に規定する学長の要件及び学長選考会議が掲げる望ましい学長像について説明があり、審議の結果、推薦があった2名を学長候補適任者として承認された。

なお、学長候補者意向聴取投票を実施する立場にある、学長候補者意向聴取委員会委員が推薦人の1人となっていることについて、好ましくないとの意見があり、審議の結果、学長候補者意向聴取委員会委員は推薦人になれない旨の明確な規定がないことから、当該委員の継続については、本人の判断に任せることとし、次回以降の検討課題とすることが了承された。

## 3 学長候補適任者の公表について

議長から、学長選考会議規則第9条に基づく、学長候補適任者の第1次選考結果の公表について審議願いたい旨提案があった。さらに、総務課長から、資料3に基づき内容について説明があり、審議の結果、提案のとおり本日17時に公表することが承認された。

## 4 学長候補適任者の所信表明会の実施について

議長から、学長候補適任者の所信表明会の実施について、審議願いたい旨提案があった。さらに、総務課長から、資料4に基づき内容について説明があり、審議の結果、提案どおり実施することとし、各会場における所信表明会の司会進行については、水戸キャンパスは組織規則順により伏見委員（人文学部長）に担当いただき、日立、阿見キャンパスは、それぞれの委員である米倉委員（工学部長）と久留主委員（農学部長）に担当願うことになった。また、議長から、学長候補者を選考する上でも重要な機会であることから、学外委員にも、所信表明会に出席いただきたい旨の発言があった。さらに、出席ができない場合は、次回の会議（5月27日）前に、ビデオ映像による視聴も可能としたい旨の発言があった。

## 5 その他

### ① 学長候補適任者の意向聴取に係る意向聴取対象者について

議長から、学長候補適任者の意向聴取に係る意向聴取対象者について審議願いたい旨の提案があった。さらに、総務課長から、参考資料2～4に基づき説明があり、審議の結果、意向聴取対象者については、組織規則第10条第1項第1号に掲げる「常勤職員」であることが確認された。また、学長選考会議規則第8条第3項及び第10条第1項に掲げる「学内構成員」については、意向聴取対象者と同一であることが併せて確認された。

### ② 学長候補適任者が1名の場合の意向聴取の投票方法について

議長から、4月16日に開催された学長候補者意向聴取委員会において、学長候補適任者が1名の場合の意向聴取の投票方法について、学長選考会議に確認依頼があったので審議願いたい旨の提案があった。さらに、総務課長から、参考資料2に基づき説明があり、審議の結果、学長候補適任者が複数の場合と同様に、学長候補適任者の氏名を記入する方法とすることが確認された。

- ③ 学長選考会議及び学長選考に係る情報の公開について  
議長から、学長選考会議及び学長選考に係る情報の公開について、審議願  
いたい旨の提案があった。さらに、総務課長から、参考資料5に基づき説明  
があり、審議の結果、国立大学法人法の改正案における学長選考基準等の公  
表及び他大学の公開状況を考慮し、学長選考会議議事要録並びに学長選考会  
議日程及び公示文書について、本学ホームページで公開することが承認され  
た。
- ④ 次回以降の学長選考会議日程  
総務課長から、次回以降の学長選考会議の日程について確認があった。
- 次回学長選考会議開催日            5月27日（火）14時から